

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月13日
【報告者の名称】	株式会社ジェクシード
【報告者の所在地】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	(03)5259 - 7010
【事務連絡者氏名】	管理本部長 山口 和秋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ジェクシードをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、ピーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッドをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッド
(BMI Hospitality Services Limited)
所在地 中華人民共和国香港特別行政区ワンチャイハーバーロードNOS.6-8シュイオン・センター33階ユニット
3306-12
(UNIT3306-12, 33/F., SHUI ON CENTRE, NOS.6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, Hong Kong)

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討してまいりましたが、平成31年2月13日開催の当社取締役会において、出席取締役全員の一致により、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見を留保することを決議いたしました。

公開買付者は、平成31年1月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けは、当社に対して何ら事前の通知・連絡もないまま突然公表され、一方的に開始されたものです。当社は、公開買付者、及び、公開買付者が属するとされるBM Intelligence Group（ビーエム インテリジェンス グループ。以下「BMIグループ」といいます。）との間で、これまで取引関係その他の関係は一切なく、本公開買付け開始以前において、当社との取引について何らかの協議等を行ったこともありません。また、公開買付者は、公開買付届出書において、「本書提出後可能な限り早期に、対象者との間で真摯に協議をする」「本書提出日以後速やかに対象者に協議を申し出る予定」と記載していますが、本書の提出に至るまで、当社は、公開買付者から協議の申入れ等は受けておりません。

当社は、公開買付者による本公開買付けの公表後、直ちに、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、その助言・協力を受けながら、本公開買付け及び公開買付者に関する情報の収集を試みるとともに、公開買付届出書に記載された内容を分析し、本公開買付けに対する当社の意見を表明するため、慎重に検討を進めてまいりました。

しかしながら、前記のとおり、これまで公開買付者と当社との間には何らの関係もないところ、現時点までに当社が入手することができた情報のみでは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する当社との業務提携の具体的な内容、本公開買付けにおける買付価格の根拠その他の本公開買付けについて検討する上で重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確とはなりません。

そのため、当社取締役会は、本公開買付けについて慎重に検討を行った上で当社の意見を形成するために、引き続き本公開買付け及び公開買付者に関する情報の収集に努めるべきであると考えております。

そこで、当社は、平成31年2月13日開催の当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、さらに慎重に検討を行うべく、後記第7項及び添付別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することを決議いたしました。

公開買付者は、法第27条の10第11項及び令第13条の2第2項に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び添付別紙に記載の質問に対して、法第27条の10第11項に規定される対質問回答報告書を提出することが予定されております。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、その内容を精査し、公開買付者が提出した公開買付届出書その他公開買付者が開示したその他の情報と併せて慎重に検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 本公開買付け成立後の公開買付者による当社の株券等の追加取得の予定

公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社から本公開買付けに賛同の意見表明がなされ、かつ、本公開買付けによって買付予定数の上限（6,168,200株（所有割合：33.34%））まで当社株式を取得できなかった場合、買付予定数の上限と本公開買付けにより買い付けた当社株式の数の差の範囲で、当社株式を追加取得する方針であるが、具体的な時期や方法については、現時点では未定であるとのことです。

一方で、当社から本公開買付けに対し反対の意見表明がなされた場合には、公開買付者は本公開買付けの終了後直ちに、所有割合が50.00%を超える水準まで当社株式を追加取得する方針であるが、具体的な時期や方法については、現時点では未定であるとのことです。なお、この場合に、所有割合が50.00%を超える水準まで追加取得を

行う理由は、当社の株主総会において、公開買付者が推薦する者を取締役候補者とする議案を公開買付者による議決権行使のみで可決することができる水準を想定しているとのことです。具体的には、当社から本公開買付けに対し反対の意見表明がなされた場合、当社取締役の過半数は、B M Iグループと当社間の業務提携契約の締結にも反対である可能性が高いため、公開買付者としては、当社の企業価値の向上に資するための施策である当該業務提携契約を速やかに締結するため、当社取締役の過半数を、B M Iグループから派遣する必要があると考えるためとのことです。

当社は、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受けながら、対応について慎重に検討してまいります。

(注) 「所有割合」とは、当社が平成30年12月31日現在の当社の発行済株式総数(18,500,732株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(237株)を控除した株式数(18,500,495株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。)

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されております。

公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、買付予定数の上限を6,168,200株(所有割合:33.34%)に定めており、また、上記「(3)本公開買付け成立後の公開買付者による当社の株券等の追加取得の予定」に記載された所有割合50.00%を超える水準まで当社株式を取得した場合においても、公開買付者は、株式の当社上場を維持する方針であり、本公開買付け後も、当社株式は、引き続き J A S D A Q 市場における上場が維持される予定であるとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
野澤 裕	代表取締役 社長執行役員	事業戦略室長 ビジネスソリューション本 部長	300,000	3,000
山口 和秋	取締役 執行役員	管理本部長	2,000	20
井上 康敬	取締役 執行役員	テクニカルサポート本部長	5,039	50
宮本 利彦	取締役 執行役員	アプリケーションサービス 本部長	21,500	215
石川 祐一	取締役 (監査等委員)			
佐藤 烈臣	取締役 (監査等委員)			
庄籠 一允	取締役 (監査等委員)			
計	7名		328,539	3,285

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役佐藤烈臣及び取締役庄籠一允は社外取締役であります。

(注3) 所有株式数及び議決権の数は、それぞれ当社従業員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

添付別紙をご参照ください。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上